

2009年8月4日 全2頁

# 東証、第三者割当規制を含む 規則改正を決定

制度調査部 横山 淳

東証上場制度総合整備プログラム

# [要約]

- 2009 年 7 月 30 日、東証は『「2008 年度上場制度整備の対応について」に基づく有価証券上場規程等の一部改正について』を発表した。
- 具体的には、①上場会社による第三者割当に対する規制、②不適切な株式併合に対する上場廃止、 ③企業行動規範の再構成、④改善報告書・公表措置などの実効性確保手段の適用対象拡充、⑤株 主総会の招集通知等の東証への提出・公衆縦覧、などが盛り込まれている。
- これらの改正は、2009 年 8 月 24 日から施行される。なお、株主総会の招集通知等の東証への提出・公衆縦覧については、2010 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会から適用することとされている。

<u>※本稿は、2009年5月20日付レポート「東証、第三者割当規制を含む上場制度整備案を公表」を、最終的な規</u>則に基づいて書き改めたものである。

# 第三者割当、株式併合などへの対応を含む上場規程等の改正

○2009年7月30日、東京証券取引所(以下、東証)は、『「2008年度上場制度整備の対応について」に基づく有価証券上場規程等の一部改正について』¹を発表した。また、東京証券取引所自主規制法人も、『「2008年度上場制度整備の対応について」に基づく業務規程の一部改正について』²を発表した。

○これは、東証が 2008 年 5 月 27 日に発表した『2008 年度上場制度整備の対応について』<sup>3</sup>や、2009 年 4 月 23 日の上場制度整備懇談会提言『安心して投資できる市場環境等の整備に向けて』<sup>4</sup>などを

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 東証のウェブサイト(<u>http://www.tse.or.jp/rules/regulations/090730\_a1.pdf</u>)に掲載されている。規則改正の新旧対照表も公表されている(http://www.tse.or.jp/rules/regulations/090730\_a2.pdf)。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 東証のウェブサイト(<a href="http://www.tse.or.jp/rules/regulations/090730\_b1.pdf">http://www.tse.or.jp/rules/regulations/090730\_b1.pdf</a>)に掲載されている。規則改正の新旧対照表も公表されている(<a href="http://www.tse.or.jp/rules/regulations/090730\_b2.pdf">http://www.tse.or.jp/rules/regulations/090730\_b2.pdf</a>)。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 東証のウェブサイト (<a href="http://www.tse.or.jp/rules/seibi/2008program.pdf">http://www.tse.or.jp/rules/seibi/2008program.pdf</a>) に掲載されている。なお、拙稿『東証の08年度上場制度整備』(2008年6月4日付レポート)も参照。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 東証のウェブサイト (<a href="http://www.tse.or.jp/rules/seibi/discussion.html">http://www.tse.or.jp/rules/seibi/discussion.html</a>) に掲載されている。なお、拙稿『第三者割当、株式併合等に関する東証懇談会提言』(2009 年 4 月 30 日付レポート)も参照。

受けたものである。その主な項目を挙げると次のようになる。

## 1. 企業行動規範の整備

- 一上場企業が尊重すべき企業行動規範について、「遵守すべき事項」と「望まれる事項」を明確化して再構成(有価証券上場規程 432~450 条など)
- 一企業行動規範の「遵守すべき事項」を追加 (ex. 「内部者取引の禁止」 (同 442 条) 、「反社会勢力の排除」 (同 443 条) など)

## 2. 実効性確保手段の多様化を踏まえた対応等

- 一実効性確保手段(改善報告書、公表措置など)の適用対象拡充、整理(同 501、502、508、509 条など)
- 一改善報告書を提出した会社について、改善措置の実施状況・運用状況に改善が認められず、かつ、 内部管理体制等に改善の必要性が高い場合は、特設注意市場銘柄に指定(同 501 条 1 項 2 号など) 一反社会勢力の関与が判明した場合は、原則、上場廃止(同 601 条 1 項 19 号など)

# 3. 投資家が安心して投資できる環境の整備

- 一第三者割当に対する規制(ex. 希釈化率 300%超の場合は原則上場廃止(有価証券上場規程施行規則 601条 13項6号)、希釈化率 25%以上は第三者委員会からの意見聴取又は株主意思確認(有価証券上場規程432条)など)
- 一株主の権利を侵害するおそれが大きい株式併合は、上場廃止(有価証券上場規程施行規則 601 条 13 項 7 号)
- -MBOに関する適時開示の実効性確保(有価証券上場規程 441 条)

## 4. 株主と上場会社の対話促進のための環境整備

一株主総会の招集通知及びその添付書類の東証への提出、公衆縦覧(有価証券上場規程施行規則 420 条)

#### 5. 会社情報の適時開示等の充実に向けた対応

一形式的開示要件に該当しない場合においても、適時・適切な会社情報の開示義務に反した場合には、実効性確保手段の対象とする(有価証券上場規程 411 条の 2、502 条、508 条、509 条など)

# 6. 上場会社監査事務所登録制度に関する企業行動規範の追加

一日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき登録・準登録された監査事務所の監査を受けることを求める(同 448 条)

# 7. その他

一有価証券報告書等の提出延長が承認された場合の開示義務(同 402 条 2 号 u) など

- ○東証は、今回の規則改正を **2009 年 8 月 24 日**から施行するとしている。
- ○なお、株主総会の招集通知及びその添付書類の東証への提出、公衆縦覧については、2010 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会から適用することとされている。

